

第6回研究会における検討事項

第1 バーチャルオンリー型の株主総会の検討

令和3年6月に改正された産業競争力強化法は、上場会社であること、定款の定めがあることに加えて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を得ることを要件として、場所の定めのないバーチャルオンリー型の株主総会を開催することを認めている。

産業競争力強化法による会社法の特例の運用状況によるが、仮に、会社法においてもバーチャルオンリー型の株主総会を開催することができるようにする場合には、以下の検討事項について、どのように考えるか。

- 基本的な考え方（会議体としての株主総会の意義や役割）
- 適用対象の範囲や区分の要否
- 実施のための要件
- デジタルデバイドの株主の利益確保に関する配慮
- 質問や動議等の取り扱い
- 通信障害が生じた場合の決議取消等のリスクに対する手当て
- その他

第2 株主総会関連法制の見直しの今後の進め方

本研究会においては、これまで、株主総会関連の会社法制について、そのデジタル化の促進を中心として、①バーチャルオンリー型の株主総会制度の創設（会社法への導入）、②議決権の行使の方法に関する規律の見直し、③電磁的方法による株主総会の招集の通知に関する規律の見直し、④電子提供措置制度における書面交付請求制度の見直し、⑤株主総会の決議の省略（会社法第319条）の要件の見直し等について、今後の立法論の在り方を含めた検討が行われてきた。

これまでのこうした議論の経過も踏まえた上で、仮に今後の会社法改正を考えた場合に、株主総会関連法制の見直しの今後の進め方として、どのようなことが考えられるか。

第3 その他